

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その 2）

贈与税の納税猶予の適用を受ける場合には、先代経営者から一人の後継者へ自社株を贈与する場合には、以下の区分に応じて一定数以上の株式の贈与をすることが要件とされています。

贈与者の有する株式数が、特例認定贈与承継会社の発行済株式数の 3 分の 2 から特例経営承継受贈者が有していた株式数を控除した残数以上である場合

A $C \times 2/3 - B$ 贈与義務株式数 $C \times 2/3 - B$

A：贈与者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式の数

B：特例経営承継受贈者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式の数

C：特例認定贈与承継会社の発行済株式数

上記 以外の場合

A $< C \times 2/3 - B$ 贈与義務株式数 = 贈与の直前に有している特例認定贈与承継会社の非上場株式のすべて

(1) 特例後継者が 1 人の場合

【設例 1】特例認定贈与承継会社の代表権を有していた父の所有株式数が 2,500 株である場合

発行済み株式数 3,000 株、父の所有株式数 2,500 株、後継者である長男が所有している株式数 500 株

贈与税の納税猶予を受けるために贈与しなければならない株式数の判定（1 株又は 1 円未満の端数は切り上げられます。）

$(3,000 \text{ 株} \times 2/3 - 500 \text{ 株}) = 1,500 \text{ 株}$ 2,500 株 1,500 株

【設例 2】特例認定贈与承継会社の代表権を有していた父の所有株式数が 1,200 株である場合

発行済み株式数 3,000 株、父の所有株式数 1,200 株、後継者である長男が所有している株式数 500 株

贈与税の納税猶予を受けるために贈与しなければならない株式数の判定

$(3,000 \text{ 株} \times 2/3 - 500 \text{ 株}) = 1,500 \text{ 株} > 1,200 \text{ 株}$ 1,200 株

この場合には、父の所有株式数が 1,500 株以下であることから全株を一括して後継者である長男に贈与する必要があります。

(2) 特例後継者が 2 人の場合

【設例】特例認定贈与承継会社の代表権を有していた父の所有株式数が 2,400 株である場合

発行済み株式数 3,000 株、父の所有株式数 2,400 株、後継者が所有する株式数 長男 200 株、二男 100 株

父から子へ贈与（複数の後継者へ贈与する場合には、同時に贈与しなければなりません。）

・ケース 1 長男へ 1,000 株、二男へ 600 株贈与

・ケース 2 長男へ 800 株、二男へ 800 株贈与

・ケース 3 長男へ 1,800 株、二男へ 200 株

贈与前後の所有株式数

株主	ケース 1		ケース 2		ケース 3	
	贈与前	贈与後	贈与前	贈与後	贈与前	贈与後
父	2,400	800	2,400	800	2,400	400
長男	200	1,200	200	1,000	200	2,000
二男	100	700	100	900	100	300
その他少数株主	300	300	300	300	300	300

贈与税の納税猶予の適用判定

・ケース 1 贈与後の二男の所有株式数が父より少ないことから二男は贈与税の納税猶予の適用を受けることができません。また、父から贈与を受けた株式数が、長男が贈与を受ける前から所有する株式数と合わせて 2/3 に相当する株式数に満たないことから、贈与税の納税猶予の適用を受けることはできません。（長男が贈与税の納税猶予を受けるためには、父が有する株式の全株（2,400 株 - 600 株）の贈与が必要。）

・ケース 2 贈与後の長男及び二男の所有株式数が父の株式数を上回ることから贈与税の納税猶予の適用を受けることができます。

・ケース 3 贈与後の二男の株式数は父より少ないため、贈与税の納税猶予の適用を受けることはできない。しかし、長男は贈与前から所有する株式数と合わせて父から 2/3 に相当する株式数の贈与を受けたことから、長男は贈与税の納税猶予を受けることができます。

（文責：山本和義）